

平成29年 第5回(定例会)

## 厚真町教育委員会会議録

1 開会

平成29年3月27日(月)午後3時31分

2 閉会

平成29年3月27日(月)午後5時55分

3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 佐藤 泰夫 伴 俊行 森本 早苗 長門 茂明

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 沼田 和男 生涯学習課参事 橋本 欣哉

【書記】学校教育G主幹 木戸 達也

5 会議録署名委員の指名

( 伴 俊行 )

( 長門 茂明 )

6 教育長報告

(1) 行事参加等の動向 (資料1)

(2) 第1回厚真町議会定例会 3月8日～16日 (資料2)

・一般質問

・平成28年度補正予算について

・予算審査特別委員会質疑内容について

・平成29年度教育行政執行方針について (別冊1)

・平成29年度予算について (別冊2～3)

【質疑】

遠藤教育長：教育長報告で皆さんから何かあればお願いします。

伴委員：定例会の報告の貧困に関するものであるが、答弁では貧困状況を調べとあるが、具体的にどのように貧困状況を調べることになるのか。

遠藤教育長：貧困状況について教育委員会で調べるのではなく、税の状況等生活の困窮度を福祉サイド、町長部局で調べることになる。国が一定の基準で調査しているということである。国の基準を参考にしながら厚真町でも調べるということである。

伴委員 : 教育委員会が主体的に調査するというのではないのか。

遠藤教育長 : 教育委員会ではない。

沼田課長 : 子どもの貧困率は、国で公表している。その内容については17歳以下の子どもが含まれる世帯の生活状況ということで国から示される。各市町村の17歳以下の子どもが含まれる世帯で所得が120万円以下で区分され、国全体では確か約16%くらいだったと思うが、それと比べて各市町村の状況がどうなのかということである。しかし、それは専門的なことになるので、国ならできるが各市町村で数字を出すことは非常にむずかしいと聞いている。

伴委員 : 貧困率を出すことはむずかしい印象を受けたので、果たして調べることができるのかと感じた。就学援助については、以前にも出てきたように思うが、その際は所得が定まっていなくてむずかしいのではないかとしたことであったと思う。今回は前向きな答弁となっているようだ。それができれば、それに越したことはないと思う。

遠藤教育長 : 苫小牧市が中学生を対象に今年の2月に扶助を行うということであった。2月に申請をしなかったから、新年度は受け付けはしないということではないらしい。前年の所得等を証明する書類があれば、それで判断するようで、再審査はしないということである。厚真町の場合現要綱に基づいて、一旦前々年の所得等を証明するものを提出してもらい審査し、額が決定した段階で正式な審査をするやり方が考えられる。

伴委員 : そのようにできるのであれば、入学時には経費がかさむので入学前に扶助できればいいと思う。

遠藤教育長 : 育英資金についても過去に同様の質問があった。本町は学生支援機構の制度に準じて行っていたが、事務的に可能であれば育英資金の貸付についてもそのような方向で進めることはやぶさかでないという町理事者と話している。いずれにしても仮りの認定になる。

伴委員 : そのようにしてあげればよい。いい考え方だと思う。

遠藤教育長 : ただし、就学援助の扶助については、入学準備金についてのみである。

佐藤職務代理 : 前年度ではなく、前々年度の所得を基準にして準備金を支給することになれば、額は間違いなく決定しているのだから、逆に返還することもなくなるのではないかと。税の関係でも消費税の支払いは2年前に遡って、2年前の所得が1千万円以上あれば消費税の納付基準になる。前々年度の所得を基準にした方が返還を求めなくて済むのではないかとと思う。

遠藤教育長 : 今までの考え方として、当該家庭の直近の状況で援助が必要なのか判断するので、直近となると前年度ということになる。不正な申請ということはあると思うが、やはり判断するのは直近が妥当であると考えている。複数回にわたって申請書を提出してもらうのではなく、額が決定した段階で税情報などを担当Gから役場に照会することに対して保護者に了承してもらうことにより、二度手間をかけさせないようにする。

橋本参事 : 確定申告をしていけば、その書類で判断できるはずである。サラリーマンだと源泉徴収票になる。それらがいない人については難しい。

沼田課長 : 要綱では世帯の所得となっているので、確定申告だけでは確認がとれない。  
道外の市町村で先進的な取り組みをしているところでは、前々年の所得としている。  
本町を含めて道内の多くは前年の所得としており、なおかつ世帯全員の所得になる。  
平成17年の三位一体改革で国から地方公共団体の対応になったが、本来であれば、不公平感をなくすためには、国が要保護と同様に一律に基準を設ければ公平性が保てると個人的には思っている。

伴委員 : 教育長が言ったように、とりあえず前々年度の所得で審査して、前年度の所得が多ければ返還してもらおうという形で良いと思う。事前にその流れを伝えておけばよいわけであるから公平だと思う。

遠藤教育長 : 他に何かありますか。

森本委員 : 学校給食の民営化について、現状の体制が望ましいと書かれているが、いろいろな問題が起きてきていることから、この先も民営化は視野に入れていかないのか。

遠藤教育長 : 先ほど申し上げたとおり、現在、想定される課題は何かというと、調理員が徐々に高齢化等により、従事できる人がなくなった時には民営化を考えなければならないと思う。それ以外の問題では、直営も民営でも同じであると思っている。現直営方式の方が栄養士と調理員との関係が密であり、細かく作業ができる。民営化になるとすべてまかせるという形なので、仕様をきっちりとしていかなければならない。同じ結果が出るにしても、今の体制の方が好ましいと考えている。あくまでも安全面、衛生面についても差はないということであるから、コスト部分しか課題はないと思っている。他では配食だけを委託しているところもある。例えば、食材を購入することも含めて民営化できるかというところでもない。食材については、独自で発注し、調理の部分を民営化している。そうするとメリットもないし、給食費にも反映されない。食材の購入の部分も民営化することによって、入手の仕方を工夫して質を落とさず安く良いものを購入できるのであれば、給食費の抑制にも反映できるが、民営化でそういうことにもならないということである。民営化することにより効果は多くはない。冒頭で申し上げたとおり、都市部で調理員など正職員が多いところでは、高齢で退職になり、一部臨時にしたり嘱託にしたり切り替えて最後は委託したというのが民営化のきっかけだと聞いている。厚真町では、スクールバスの運転手のように担い手がないという時になれば、人材確保という意味では民営化して確保するということが可能なのかもしれない。

伴委員 : 民営化すると見えない部分が出てくる可能性がある。そういう面での不安がある。特に給食は直接子どもたちの身体に関わるものであるから、できるだけ教育委員会が見える状態を作っておくことが必要だと思う。今の体制でできるのであれば継続していった方が良いと思う。

スクールバスの運行の場合であるが、現在は直営と民間委託としているが、全路線を直営にした方が経費が安くすむのではないかと思った。

遠藤教育長 : 委託している4路線を直営するとなると、バスを購入しなければならなくなるので決し

て経費を抑えられないということである。

伴委員 : バス購入当初は経費がかさむが、継続していけばどうなのかと思ったからである。

沼田課長 : 教育長が話したように、へき地の補助金を活用しバスを購入している。厚南地区は補助対象となるので、377万円を上限に補助金が交付されている。29人乗りのバスで約900万円の購入費用を要する。厚真地区は補助対象外区域となるとともに、29人乗りのバスでは対応できないので大きいバスが必要になる。補助が交付されないことと、大きなバスを購入しなければならないことにより経費がかさむことになる。

伴委員 : わかりました。

佐藤職務代理 : 松浦武四郎の碑の件は何年ごろを目途に行う予定のものなのか。

遠藤教育長 : はっきりとはしていないようだ。

佐藤職務代理 : 幌内線の改修の中で移設を考えているのだろうか。町がはっきりとしてもらえれば自治会としても準備ができる。

遠藤教育長 : 交通安全上の障害になっていることを認識しつつも、適当な移設の場所についてももう少し時間がかかるようだ。教育委員会の立場では、移設する場所の調整がつく前に崩れおちる恐れがある場合は、一時的に他の場所に移すという手段はとれる。

佐藤職務代理 : 自治会内で移設のことは何も聞いていない。

遠藤教育長 : 他になければ教育長報告は終わります。

## 7 所管報告

### 学校教育グループ

(1) 厚真町学校給食における食物アレルギー対応委員会 (3月1日) について

(2) 厚真町学校給食センター運営委員会 (3月1日) について (資料3)

#### 【質疑】

遠藤教育長 : 学校教育グループから報告がありました。何かあればお願いします。

遠藤教育長 : 給食費については、これまで周知不足だったこともあり、どうして必要な部分を値上げしなかったのかという質問があった。2年前の消費増税が取りざたされたときに、物価の上昇の安定を待つのか、値上げしてもすぐに再度消費税が上がるということも想定されたので、値上げを急ぐのではなく、一時的に町が補てんしてきた。しかし、今回については、さらに消費税の増税が延長されたこともあり、今後のことを考慮すると、物価上昇分については、一度給食費の改定が必要であると伝えた。この秋以降の改定に向けて作業する中で、給食だよりなどを通じながら、保護者に伝えていくということを強化していかなければと思っている。場合によっては、一度に上げる、又は激変緩和という意味では2回くらいに分けて上げるのはどうなのかと説明している。

伴委員 : 教育長の話の中で気になったことであるが、なんで今まで値上げしなかったのかということをお話したのは委員なのか。

遠藤教育長 : 委員である。

伴委員 : ということは、委員自体も町から補てんしていたことを認識していなかったということなので、それは反省材料になる。10%を町の一般財源から補てんしていたということを認識していない委員がいるということは説明不足であったと思う。その点は今後考えていかなければならないことである。

遠藤教育長 : 各委員は説明して納得はしてくれたが、知らない委員がいたということは、一般の保護者が知らないのは当然のことである。

伴委員 : 2年も前のことから行われていること(町からの補てん)が、今の段階でどうしてそうなるのかという状況はどうなのかと思う。わかりやすい状況をつくるべきではなかったのかと思う。

遠藤教育長 : 併せて摂取基準の見直しということで、事務局として取り組みたいということであるが、米飯の量によって調整するということを、家庭であり、学校であり、子どもたちが理解してもらわないといけないと思っている。食べたい子どもたちが自分の健康を考るために量を調整することをしっかり理解しないとイケないし、周りの子も理解してあげないとイケない。アレルギー給食も周りの子どもたちが理解しているからよいのであって、違う量や物を口にするのを見た時に、当事者でない子どもたちがそれをどう見るか、それを理解してもらわないといけない。単純に基準が変わったからというものではない。準備ができ次第ということは、しっかり理解してもらわないと取り組めないだろうと思っている。そのためには情報を提供するしかない。

伴委員 : 学校現場においては給食を食べさせるのは時間がかかる。給食は短い時間の中で急いで食べることがよくある。学校の全体の流れの中で考えると、給食は配ぜんを含めて15分~20分くらいの中でやりくりしている。現実問題として、各児童生徒の量を考えてやっていくのは時間を要する。また、それぞれの量が違ってくると、例えば量が少ない子に対して「お前は太っているからだ」と言う子どもが出てくる懸念もあるので、扱いが非常に難しいものになっていくのではないかと思う。

遠藤教育長 : 量の多寡については個人個人ではなくグループ分けをする。効果が出てくると、ひとグループの人数が多くなっていき、最終的には量が平均化していくと考えられる。炭水化物の摂取量により、効果があると聞いている。やはり、取り組む前に理解してもらおうことだと思う。

伴委員 : これをすることは難しいし大変なことだと思う。炭水化物の量を減らせば、確かに体重は減ると思うが、それ以前に運動などを含めながら、総合的に考えていく必要があるのではないかと思う。炭水化物の量を減らして体重が減れば体力がなくなるような状況にもなりかねない。その辺を加味しながらやっていかなければならない気がする。

遠藤教育長 : 学校だけでなく家庭との両面から子どもたちの体力づくりや体格を考えて行こうと思っている。

伴委員 : 給食だけで取り組んでもダメで、家でも同じようにやっていかなければならない。

遠藤教育長 : 給食の量の少なさが、夕食に反動がでると何にもならない。食育は難しい。食育は三食

の中で考えていかなければならない。

長門委員 : いいことだとはわかるが、実施する際の具体策をきっちりと整えることが非常に手間のかかることだと感じる。

遠藤教育長 : 混乱がなく成功した先進地も視察してきているので、その成功事例を生かしながら行っていくことになると思う。

#### 社会教育グループ

(1) 厚真町社会教育委員の会議 (3月6日) について

(2) 厚真町学校支援実行委員会 (3月21日) について

【質疑なし】

## 8 議案

議案第1号 北海道厚真高等学校教育振興補助要綱の一部改正について

(資料4)

【質疑】

遠藤教育長 : 教育振興会を通じて支援している内容の一部の変更となる。通学に関する補助率を75%から80%に上げることと、町内の通学者についても、町職員の通勤手当に準じた形に見直したものである。質疑があればお願いします。

森本委員 : 平成29年の1月からということとは、4月ではなくてすでに始まっている補助制度なのか。

遠藤教育長 : その通り。1月にさかのぼり適用となる。

この議案については決定してよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし

遠藤教育長 : 議案第1号については原案どおり決定します。

議案第2号 厚真町学校給食センター条例施行規則の一部改正について

(資料5)

【質疑】

遠藤教育長 : この議案については、今年の5月から宮の森こども園へ給食を提供しており、規則の改正が遅れておりましたが、お詫びしながら提案させていただきます。

伴委員 : 承知した。

遠藤教育長 : 議案第2号について、決定してよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

遠藤教育長 : 議案第2号については原案どおり決定します。

議案第3号 厚真町地域学校協働本部設置要綱の制定について

(資料6)

## 【質疑】

遠藤教育長：今までは学校支援本部ということであったが、これからはコミュニティ・スクールの設置も含めて学校運営協議会が様々な学校運営に関することを示したりすることになるが、その実働部隊となるのがこの地域学校協働本部となる。地域学校協働本部を設置したからといって本部の中で何かを話し合うかというところではなく、活動をする集団であり、それを取りまとめをしたり連絡調整するのがコーディネーターである。質疑があればお願いします。

伴委員：4月から動き出すのか。

橋本参事：そうなる。

伴委員：正直に言うと心配な部分がある。

橋本参事：すでに学校地域本部事業ということでは実績がある。ただ、コーディネーターとしての機能を発揮するには少し時間がかかるかもしれない。

伴委員：感じたことは、コミュニティ・スクールとの関係で行っていくわけなので、今までの流れと違ってくる。今までは単体の形で動いていたが、今後はコミュニティ・スクールとの関係の中で動いていくこととなる。コミュニティ・スクールの実働部隊となるという説明であったが、コミュニティ・スクール自体も地域との関係の中でどのように行っていくかという話になっていくと、そのすり合わせをするのが統括コーディネーターになるのだろうが、今までは個々に行っていたものが、一緒にできるものなのか、また、4月からやっていけるのかが心配である。コミュニティ・スクールが設立されるのがまだなので、その辺との兼ね合いはどのように考えているのか。

橋本参事：コミュニティ・スクールは、12月設立予定であるが、それに向けてという意味合いがある。

伴委員：いいことであると思うが、十分な準備が必要ではないかと感じている。

遠藤教育長：12月になると、学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となって動き出すのであるが、まずはコーディネーターが情報収集、つながり方などをまとめることがコミュニティ・スクール設立までの活動と考えている。

伴委員：その辺については承知しているが、言いたいことは、具体的に行うためには様々な会議が必要になってくると思う。しかし、時間的流れがよくわからない。これからどのように進んでいくのかという懸念もあり、そこが見えないとわかりづらい。また、統括コーディネーターは全体をまとめていく役割を担う役割だということがなんとなくわかるが、地域コーディネーターの役割がわかりづらい。

コミュニティ・スクールのためにつくるのか、コミュニティ・スクールができるまでは今までと同じようにある程度独自で活動を行っていくのか、それらの部分がよくわからない。

橋本参事：もともと学校支援地域本部事業として行っている。今後は地域学校協働本部事業ということで、コーディネーター機能を充実させることが一つある。これまでは、その機能は教

育委員会の担当職員が学校では教頭が担っていたかもしれない。その部分を統括コーディネーターや地域コーディネーターが担う。これらは、コミュニティ・スクールがなくても必要な部分であると考えている。コミュニティ・スクールのために設立するという言い方はふさわしくないかもしれない。

沼田課長 : 最終的にコミュニティ・スクールが立ちあがったときには、コーディネーターも委員の中に入れてもらい、実働部隊とつながり、連携した形で動けるようなことを想定している。

遠藤教育長 : コミュニティ・スクールとのつながりも含めて、それまでのタイムスケジュールもあると思うし、イメージとしては理解していただいていると思うが、実際にコーディネーターの役割のイメージがわいてこないのではないかと感じている。コーディネーターの役割が具体的に示されればより理解が得られると思う。

伴委員 : 協力してくれる会社が20社以上ということであるが、それらをどのように活用しようとしているのか。

橋本参事 : その部分は明記されていないが、これまで以上に支援の輪を広げたいという趣旨である。今まではそれぞれ学校独自で行っていた部分を、もっと本部を通して輪を広げようと考えている。積極的に働きかけて企業サポートの登録をしてもらったので、支援できるところは手を貸してもらいたいと考えている。

伴委員 : 本部では話し合いは持たないということであったが、この本部には役員のような方がいるか。

橋本参事 : いない。学校支援委員会は、校長、教頭、PTA会長を委員として委嘱し、年2回ほど会議を行っていた。一方、協働本部事業はそのような概念ではない。そこが相違点である。

伴委員 : そうであれば、本部の活動内容については話し合いをしないで、統括コーディネーターや地域コーディネーターの少人数の中で決めていくのか。

橋本参事 : 統括コーディネーターと地域コーディネーターが連絡調整していくということになる。地域コーディネーターについては、教育委員会としても人選は特定していないのが現状である。学校のサポートという側面があるので、情報提供を含めてコーディネートしていただける方ということを考えている。具体的に地域コーディネーターは、統括コーディネーターと学校・家庭・地域の連携を活動する上での担当する先生とのやりとりする役割を担う。

伴委員 : 統括コーディネーターは1人なのか。また、地域コーディネーターは何人くらいを予定しているのか。

橋本委員 : 地域コーディネーターの人数についてはむずかしい部分である。学校単位がいいのか、地域単位がいいのかは課題である。

遠藤教育長 : 地域支援対策本部の方は、この要綱が制定されると廃止されるが、活動は継続される。

橋本参事 : 学校支援という部分は継続されていく。

伴委員 : 委員も継続されるのか。

橋本参事 : 委員は残らない。

伴委員 : 地域学校協働本部に統括されるということなのか、移行されるということなのか。

橋本参事 : 移行するという事である。移行するのであるが、今までのように委員は設けない。

伴委員 : 仕事の内容は地域学校協働本部に含まれるということか。

橋本参事 : そうなる。表面的には変わるが、中身は学校支援が目標である。

伴委員 : 活動しやすい環境を作ることは、コミュニティ・スクールが設立された時にやりやすい部分が出てくると思う。だからこそ立ち上げが大事であると感じている。

橋本参事 : これまではコーディネーター機能が充実していなかった。学校単位で行っていたのが現状であった。この取り組みについては全国的な流れである。管内では本町が最初となると思う。

伴委員 : 早いことがいいことなのかはわからない。大事なのは、意味がある活動ができるかどうかであり、コミュニティ・スクールとタイアップして良い状況を作ることができるかどうかだと思う。

長門委員 : 学校から見たときのメリットはどのようなものか。先生たちの負担が軽くなるのか。

遠藤教育長 : 今までも、地域支援本部の中でサポートをしていた。やり方が変わるわけでないので先生方の負担が変わることはない。

長門委員 : 今後はコーディネーターを配置するので、コーディネーターに任せられることは担ってもらい、学校に支援してもらえということではないのか。

遠藤教育長 : 担当の先生が担っていた部分を今後はコーディネーターが聞き入れて、活動している団体等に働きかけることになる。

橋本参事 : 例えば、学校環境整備で地域の方に依頼した際には名簿を出してもらって、教育委員会で登録しボランティア保険をかける形で今までは行っていた。その部分は基本的には残る。これからは、統括コーディネーターが調整する段階でいろいろなことを提案することや情報提供等ができることになる。今までは受け身のイメージであったが、今後は能動的になる。

遠藤教育長 : 4月移行の状況は、コミュニティ・スクールの立ち上げまでに随時報告していきたいと考えている。

伴委員 : 実のあるものになっていくことを期待している。

遠藤教育長 : 地域学校協働本部設置をさせていただき、今後内容を煮詰めさせてもらいたい。

森本委員 : 統括コーディネーターはだれを想定しているのか。

遠藤教育長 : 統括コーディネーターについては、当面は社会教育主事が中心となって担当してもらおう。実際、子どもたちのために企業とつなぐ家庭教育サポート事業に携わっている。

伴委員 : 企業が何を支援してくれるかを蓄積しておいて、学校から要請がきたときに調整する役割のようなイメージか。

橋本参事 : そのとおりです。

伴委員 : 大変であると思う。

橋本参事 : どこまで機能できるかだと思う。

伴委員 : 特に統括コーディネーターは大変だと感じる。

遠藤教育長 : 蓄積しているデータから出し入れをして、各学校に対して効果的に支援していくことになる。

伴委員 : 土日もないくらい今でも多忙なのに、なおかつこのように新しいものに取り組むことは負担がかかる。統括コーディネーターが1人だと負担が大きいのではないかと。例えば、部門別にするようにしないと仕事量が多くなり行き詰ってしまうのではないかと。人数が複数の方が良いのではないかと。

橋本参事 : これまでの学校支援地域本部事業でも先進地的なところは、中学校区レベル単位でコーディネーターを配置していたようだ。都市部ではその単位だが、本町は小規模なので全体の統括を想定している。

遠藤教育長 : 厚真町地域学校協働本部設置要綱の制定について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

遠藤教育長 : 議案第3号について決定させていただきます。

#### 議案第4号 厚真町立学校管理規則の一部改正について

(資料7)

##### 【質疑】

遠藤教育長 : 道立学校の学校管理規則に準じて、文言を整理するものでありますが、質疑があればお願いします。

全委員 : ありません。

遠藤教育長 : 議案第4号については決定させていただきます。

#### 議案第5号 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について

##### 【質疑】

遠藤教育長 : 地方教育行政の組織運営に関する法律では、常勤の特別職である教育長が営利企業等に従事する場合について制限が設けられている。教育委員会が申請を受けた際に許可の有無を判断するというものであり、その手続きを定めるものである。

一般的には第3条にある教育長が公務員として携わっていることに対して、その従事することが支障になるかどうか判断し、教育委員会が許可するものである。一般職員対象の規則の教育長バージョンということである。この規則は他市町で既に制定しているものを参考にしている。質疑をお願いします。

全委員 : ありません。

遠藤教育長 : 議案第5号について決定させていただきます。

議案第6号 厚真町地域集会施設の建設基準及び補助要綱の一部改正について  
(資料8)

【質疑】

遠藤教育長：生活会館やマナビィハウスにかかわる補助要綱の一部の見直しである。施設内のカーテン、消火器についても、金額の制限があるが補助対象品目とした。例えば、大集会室などのカーテンは大きいものになり地域の負担の軽減するための改正となる。質疑をお願いします。

佐藤職務代理：防災仕様のカーテンになるのか。

遠藤教育長：防災のカーテンが望ましいと思う。

橋本参事：品目の性質上、申請が多くなると考えにくい。

遠藤教育長：新築された時は備えられていると思うが、今回は、年数が経過し更新の場合である。

長門委員：消火器は地域集会施設では多数設置しているので、同時期に交換するとなると自治会の経費がかさむ。

遠藤教育長：本町のように地域集会施設が充実している自治体はあまりなく、各地域で数多く利用されている。議案第6号について決定してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

遠藤教育長：議案第6号について原案どおり決定します。

議案第7号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の  
割振り等に関する要領の一部改正について (資料9)

【質疑】

遠藤教育長：修学旅行に関する時間の割り振りについては、これまで教育長の決定事項とし報告をさせていただいていた。修学旅行まで改正する時間があるので委員会の議案とさせていただく。道立学校に準じて、2項目を改正する。質疑をお願いします。

伴委員：改正する意義やメリットは何か。1週間で2週間になり、割り振りは超過勤務の時もあるという意味で考えるのか。1週間分延長されたので、その分延長された期間も割り振りできるということなのか。

遠藤教育長：かかわるものについては、割り振りがさらに1週間前から2週間前まで対象になるということである。

伴委員：おそらく超過勤務関係だと思う。新たに8と9の家庭訪問と教育相談が入ることになる。家庭訪問であると勤務時間外のときもあるので、その時でも割り振りで対応することができるということだと思う。

遠藤教育長：議案第7号について決定してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

遠藤教育長：議案第7号について原案どおり決定します。

## 議案第8号 厚真町教育委員会事務局職員の人事について

### 【質疑】

遠藤教育長：3月31日付けならびに4月1日付けの人事発令の提案である。

橋本参事については3月31日付けで定年退職。4月移行は再任用ということで、社会教育Gに配属される予定となっている。

4月1日付けでは、学校給食センターの蛇池主幹が建設課住宅建築住宅Gの主幹に異動。スポーツセンターで勤務していた土居主査が建築課土木Gの主査へ異動。学校教育Gの篠原主査は福祉Gの主査に異動。橋本参事の後任は、総務課と建設課の参事である伊藤参事。篠原主査の後任が、現在農業委員会事務局の佐伯主査。学校給食センターの主幹には、商工観光林業水産Gの中島主幹が異動になる。また、土居主査の後任には福祉Gの宮本主査が異動となる。さらに、再任用では、三上保子さんが社会教育Gに配属となる。議案第8号について決定してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

遠藤教育長：議案第8号について決定いたします。

## 議案第9号 厚真町教育委員会教育長の営利企業への従事等の許可について（資料11）

### 【服務規定により教育長退席、議事の進行は佐藤職務代理が代行】

佐藤職務代理：議案第9号厚真町教育委員会教育長の営利企業への従事等の許可について説明がありました。質疑をお受けいたします。

全委員：なし。

佐藤職務代理：議案第9号について許可することを決定してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

佐藤職務代理：許可することで決定します。

## 9 協 議

### (1) 中学生海外派遣事業（手上げ方式）の検討について（資料10）

#### 【質疑】

遠藤教育長：中学生海外派遣事業について、4月に入ったら保護者に説明するというので、説明会の際の資料とする概要を記載したものについて説明があった。確定していない部分もあり、保護者の方々の反応をみながら修正しなければならない部分も出てくると思われる。また、行き先は流動的などところがあるが、それ以外の進め方の部分については固めていきたいと考えている。

沼田課長：派遣人数については、中学3年生に限定すると定員に達しない場合も想定されるので、町内の学校に在学している中学2年生、3年生とし、3年生を優先し選考するものとする文言にしたいと考えている。

遠藤教育長：小学生の保護者へも説明会の案内をするのか。

- 沼田課長 : 30年度に該当になる生徒ということで、新中学1・2年生の保護者を対象とする予定であり、31年度については、同じように新中学1・2年生の保護者を対象としたいと考えている。説明会の案内文書は学校を通じて配布させてもらい、場所については、福祉センターと厚南会館の2箇所を予定している。説明会は各1回がよいのか各2回がよいのか検討している。
- 伴委員 : 確認であるが、2・3年生合せても最大は15人なのか。
- 沼田課長 : その通りである。人数は以前実施していた海外派遣研修事業を参考にしており、生徒15人引率3人計18人である。
- 伴委員 : 引率者の構成はどのように考えているのか。説明会で質問があるかもしれない。
- 沼田課長 : 以前の海外派遣では、団長が校長、一般教員、町保健師の3人体制であった。予定では各中学校の先生が各1人、教育委員会の職員1人の構成を予定している。まだ、このことについては、正式に校長会には話していない。学校に正式に依頼した後、保護者の方にも説明したいと考えている。
- 伴委員 : 女子生徒の参加もあると思うので、女性の先生の引率も必要ではないか。
- 沼田課長 : 旅行会社の方でも添乗員1人が随行する。英語の検証という部分もあるので、英語教師に引率してもらおう。
- 伴委員 : 説明会までには決まるということか。質問が出た時に答えられた方がよいので決めておいた方がよいと思う。引率は女性の教員も視野に入れて人選した方がよいと思う。
- 遠藤教育長 : 過去の海外派遣の場合には、保健師という形で女性が加わっていたということでフォローできていた部分もあったと思う。申込の状況によっては、考慮していかなければならないと思っている。
- 伴委員 : 参加者が全員男子にはならないと思う。
- 長門委員 : ならないと思う。
- 沼田課長 : 英語の先生をどちらかの中学校から1人と女性の先生が1人引率になるかもしれない。
- 遠藤教育長 : 申込状況によって、女性の教員が引率するかもしれないとした方がよいと考えている。男女にこだわらなくてもよい気がする。
- 沼田課長 : 基本的には各中学校から1人ずつとしておく。
- 伴委員 : 女子が多い場合の時に對して、説明できる状況を作っておいた方がよい。
- 沼田課長 : 派遣国についてどうでしょうか。
- 伴委員 : どちらの国にするか早急に検討して決定しますとおいてもよいのではないかと。
- 長門委員 : 説明会でも意見が出るのではないかと。
- 沼田課長 : 学校からは語学研修の充実度や時期的なことを考えれば派遣国の要望はカナダである。
- 伴委員 : 時間を有効に使えるか使えないかも大事なことだ。時差が16時間だと時間的に厳しい。健康面でも不安なところがある。
- 沼田課長 : 1回目がカナダ、2回目はオーストラリアを派遣国とするように、柔軟に入れ替える手法もある。

伴委員 : それはいい考え方だと思う。

長門委員 : 早く投げかければ結論は出ると思う。

遠藤教育長 : 4月に説明会を行い感触をつかみたいと思う。

## 10 その他

### (1) 転入教職員の歓迎式

- ・ 4月4日 (月) 午後3時30分 青少年センター

## 11 次回委員会の開催日程

- ・ 4月26日 (火) 午後1時30分 (予定)

## 12 閉会

厚真町教育委員会会議規則第18条の規程により署名する

平成 年 月 日

教育長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

生涯学習課長（調製）